

川口市介護保険サービス共用診断書の取り扱いについて

この共用診断書は川口市内の介護保険サービスを受けるに当たり、サービス受給者が円滑に介護保険サービスを受けられることを目的として作成されました。

1. この共用診断書は、医療情報の基本となるものです。この他介護保険サービス提供者が特に必要と考えた検査を実施することを妨げる物ではありません。
2. この共用診断書の有効期間は要介護認定に合わせて原則 2 年間（要支援は原則 1 年間）とします。区分変更申請の場合や全身状態が大きく変化した場合には再発行をお願いします。
3. 胸部 X 線検査、心電図、感染症、血液検査の項目は川口市が行う各種検診の結果等で代用することが可能です。（6 ヶ月以内のデータは使用可能とします。）
4. HBs 抗原、HCV 抗体に関しては検査施行後、血液製剤の投与が行われなかった場合には新たな検査は不要であり、既存の主治医意見書のデータを転記できます。
5. インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンに関しては施行した者のみ施行日を記載してください。